

南風原町議会基本条例検証結果報告書

令和 7 年 1 月

議会活性化調査特別委員会

1. 趣旨

南風原町議会は、平成25年12月に施行した議会の基本理念・議員の役割等を定めた南風原町議会基本条例（以下「条例」という。）に基づき、さまざまな取り組みを行ってきました。

この度、条例第28条第1項の規定により、条例第1条の目的が達成されているかを確認するため、令和5年5月25日の議会運営委員会において、議会活性化調査特別委員会を設置し検証作業を行うことを決定しました。

議会活性化調査特別委員会の第1回目の会議を開催し、本条例検証及びタブレット導入によるペーパーレス化について取り組むことを確認した。以来、9回の会議を重ね、平成25年12月から令和5年8月までの8年間の検証を行いました。

特別委員会においては、全ての委員より、さまざまな視点から議論を展開し、慎重に検証作業をすすめ、本報告において検証結果を取りまとめました。

（検証規定）

南風原町議会基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、二代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、町民に身近な議会として、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、町民の負託に的確にこたえ、もって町民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（見直し手続）

第28条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

2. 条例に基づく取り組みの検証

方法

(1) 検証体制

議会活性化調査特別委員会 8 名を構成員とする特別委員会において検証を行う。

(2) 検証方法

議会活性化調査特別委員会において委員からの合議により、条文ごとに 評価・検証を行う。

(3) 検証作業の手順

①評価シートの作成（内容は次のとおり）

- ・ 条文ごとに検証を行う。
- ・ 検証 項目は、「実績」「検証結果」「今後の課題・取り組むべき内容」
- ・ 検証結果は、「(1)運用は適切か」「(2)改正の必要はあるか」、それぞれ 4 段階評価とする。(※)

②実績の洗い出し

条文ごと に 8 年間の実績を洗い出し、評価シートに記述する。

③評価作業

- ・ 委員 からの合議により 「検証結果(1)、(2)」をそれぞれ評価する。
(ただし、議員個人の活動原則については評価対象としない)
- ・ 検証結果(1)、(2)がいずれも 1 の条文は、評価終了とする。
- ・ 検証結果(1)、(2)のいずれかが 2～4 と評価された条文は、今後の課題・取り組むべき内容 について記述を行う。
- ・ 条例改正が必要とされた条文は、具体的な規定内容について協議する。

4 段階評価 (※)

項目	(1)運用は適切か	(2)改正の必要はあるか
1	適切に運用されており、これまでどおり取り組む	改正の必要はない
2	適切に運用されているが、更なる取り組みが必要	更なる検討が必要
3	適切に運用されておらず改善が必要	改正が必要
4	その他（内容を記述）	その他（内容を記述）

(4) 検証結果 の報告等

検証結果は、報告書としてまとめ 議長に提出する 。また、全議員に対し 検証結果を報告するとともに、町ホームページ等で公表するものとする。

3. 議会活性化調査特別委員会 委員名簿

	氏 名
委員長	玉 城 陽 平
副委員長	西 銘 多紀子
委 員	知 念 富 信
委 員	浦 崎 みゆき
委 員	照 屋 仁 士
委 員	新 垣 善 之（辞職） 大 城 雅 史
委 員	石 垣 大 志
委 員	大 城 勇 太

4. 検証経過

- ・ 令和5年第2回定例会 令和5年6月16日
特別委員会設置決議可決
委員長：玉城陽平 副委員長：西銘多紀子 を選任
- ・ 第1回 令和5年9月29日
内容：協議内容についての意見聴取
- ・ 第2回 令和5年10月16日
内容：タブレット機能及び操作研修会
- ・ 第3回 令和5年11月7日
内容：評価作業について確認、評価シート（案）提示（確認のため各委員持ち帰り）
- ・ 第4回 令和6年3月21日
内容：評価シートの決定、評価方法は委員の合議によること及び追加規定が必要な内容について協議することを決定する
評価シートは議長を除く全議員へメール配信
- ・ 第5回 令和6年6月27日
内容：評価検証作業（第1条～第28条）
- ・ 第6回 令和6年7月22日
内容：追加規定の検討及び4項目（改正有、運用改善、据置き、改善無し）の仕分け作業及び追加、改正規定の整理
- ・ 第7回 令和6年8月20日
内容：前回の意見を踏まえ、整理箇所の確認及び議長への調査結果報告書の提出方法について
- ・ 第8回 令和6年10月25日
内容：議長への調査結果報告書の最終確認
- ・ 第9回 令和7年1月17日
内容：議長差戻しに関する内容修正について

5. 検証結果

(1) 評価結果

条例に規定する全28の条文についての検証結果は①～④に、条例に新たに規定が必要とされたものは⑤に記載のとおりです。

①評価対象外

(対象条文) 第1条

(評価結果) 第1条は、条例の目的について規定する条文であるため評価対象外とした。

②指摘事項なし・・・適正に運用されている

(対象条文) 第6条、第9～10条、13条、16条、26条、28条

(評価結果) 対象条文はいずれも、運用面の検証で「適切」、条例改正の必要性の検証で「必要なし」という結果になり、適正に運用されていると判断しました。

③指摘事項あり・・・更なる取り組み

(対象条文) 指摘内容に直接記載

(評価結果) 対象条文はいずれも、運用面の検証で「更なる取り組みが必要」という結果になりました。今後、更なる取り組みが必要と指摘された事項は下記のとおり。

【指摘内容】

(第2条：議会の活動原則)

- ・更なる取り組みが必要が7人で、改善への提案も8人からあった。主にネットを活用した情報公開や議会中継の充実があげられる。また、傍聴に関する意見も多いことから、傍聴規則の改正にも取り組む。
- ・広報の工夫が重要であることから、広報委員会を中心に広報・広聴の運用改善が望まれる。

(第3条：議員の活動原則)

- ・議員間の自由討議は、委員会において再度、共通認識の形成を図る。
- ・議会及び議員の自己評価及び外部（第三者）評価の構築。

(第4条：会派)

- ・条文に関しての改正提案はないが、議会運営委員会の構成員の見直しを望む意見がある。議会運営委員会規則の改正を要することから今後要検討。
- ・会派代表質問の導入についての必要性を今後検討していく。

(第5条：会議の公開と町民参画機会の確保)

- ・評価制度の構築。
- ・請願・陳情等により議会への参画機会は確保されている。
- ・公聴会制度や参考人制度の活用実績はないが今後、必要性を勘案し対応する。

(第7条：議会報告会及び町民との意見交換会)

- ・議会報告会の回数、議員の割り振り、場所等開催方法について要検討。
- ・報告会・意見交換会の周知方法について要検討。(広報委員会)

(第8条：請願及び陳情)

- ・費用弁償等の予算措置についての調査研究の実施。

(第11条：町長による政策等の形成過程の説明)

- ・概ね条文の通り説明は行われている。
- ・第12条と関連することから併せて検討していく。

(第12条：予算・決算における政策説明資料の作成)

- ・更なる取り組みとして事業実績の評価検証の実施に要する資料の記載項目等の提案を検討する。
- ・南城市の説明資料の事例と比較し、「ハイサイよーさん」のような説明資料フォーマットについて検討する。

(第13条：法第96条第2項の議決事件)

- ・対象とする計画の追加についての基準（長期計画（5年以上）とする）等について要検討。

(第14条：自由討議の保障)

- ・3条(1)議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじることを尊重する。
- ・委員会における自由討議の時間、日程の確保について要検討。

(第15条：委員会の活動)

- ・委員会における自由討議の時間、日程の確保について要検討。
- ・先進地における議会、委員会の政策立案の取り組みについて調査研究に取り組む必要がある。

(第17条：調査研究機関及び検討会等の設置)

- ・実績はないが今後、専門的識見を要する調査も想定されることから条文は据置きとする。

(第18条：議員研修の充実強化)

- ・各常任委員会等の所管事務調査の充実強化に努める。また、一般参加者の受け入れ体制についての検討が必要である。

- ・ 議会基本条例についてなど、新人議員の研修についても検討が必要である。

(第19条：政務活動費)

- ・ 運用面において、対象経費についての検討が必要。

(第20条：議会事務局の体制整備)

- ・ 4人体制の確保。
- ・ ペーパーレス化、生成 AI を活用した業務の効率化の推進。

(第21条：議会図書室)

- ・ 町立図書館等との連携、電子図書活用の追加。
- ・ スペースをどのように活用するか、配置をどうするかなど検討が必要

(第22条：広報広聴の充実)

- ・ 7人の議員から今後取り組みたい内容の意見があげられていることから広報委員会中心に検討していく。

(第23条：議員定数)

- ・ 条文についての改正は必要ないとのことであるが、人口増に伴い今後の調査研究を要する。

(第24条：議員報酬)

- ・ 常に社会情勢の変化を注視する。

(第25条：議員の政治倫理)

- ・ 政治倫理条例の制定については全議員においての慎重審議が必要である。

(第27条：議会及び議員の責務)

- ・ 議会及び議員の自己評価及び外部（第三者）評価の構築。
- ・ 早稲田大学マニフェスト研究所の行う「議会改革度調査」の結果やランキング等を評価の参考にする。

④指摘事項あり・改正が必要

(対象条文) なし

(評価結果) なし

⑤その他・新たに規定の追加

(対象条文) 第9章を追加する。それに伴い第26条を追加

既存の第9章を第10章とし、第26条以降を1条ずつ繰り下げる。

(評価結果) 追加の理由は下記の通り。

【追加理由】

- ・議会における災害対応を明確にするため。

第9章 災害時の対応

(災害時の対応)

第26条 議会としての災害対応は、あらゆる災害において町長の招集等に応じて議会の機能的活動が図られるよう、務めるものとする。

2 議長は、南風原町災害対策本部が提供する災害情報を一元管理し、議員へ周知するものとする。

3 災害発生時、議員は自身の安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に居場所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。

4 議員は、いかなる災害においても、可能な範囲で、各地域における災害対応に積極的に従事するものとする。

(2) 今後の取り組み

検証の結果、指摘事項があったものについては、今後の継続審議として取り扱うものとする。また、本特別委員会の期間も議員の任期とし、新たな課題への対応も行っていく。

改選後においても、未解決な課題等をスムーズに引き継ぎできるよう議会運営委員会において、速やかに本委員会の設置を行うものとする。

6. まとめ

南風原町議会基本条例について特別委員会を設置し、初の条文の検証及び見直し等を行ったことは、議会基本条例の認識を深め、改めて議会運営の課題を把握する有意義な取り組みであった。

議会基本条例は、議会における最高規範であり、今後更に住民の負託に応えられる議会となるため、今回の検証で得た課題を全議員が共有し改善に取り組むとともに、検証結果を今後2年間の実施目標として、更なる議会改革の推進を図っていく。